

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和5年2月 21 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2200461 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2200085 号

第1 結論

請求者のA社における平成18年12月8日の標準賞与額を23万2,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年12月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和31年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成18年12月

A社に勤務していた請求期間に賞与が支給されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間については、請求者から提出された賞与に係る支給明細書、事業主から提出された支給控除項目一覧表、事業主の回答及び同僚から提出された預金通帳により、平成18年12月8日にA社から請求者に23万2,482円の賞与が支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の平成18年12月8日に係る標準賞与額については、上記賞与に係る支給明細書及び支給控除項目一覧表において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額より23万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年12月8日に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したが、厚生年金保険料については納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについて

は、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。